

それとまた、その世帯数が今現在も出しているかというようなアンケートについては、その意味が本当にあるのかなと、わざわざ経費まで使ってする意味があるのかな。それよりも、まだまだ増やすための施策、予算、そういったところに持っていったほうが、私としてはいいんじゃないかなというふうに個人的には思っております。

○議長（小川 廣康君） 6番、吉見優子君。

○議員（6番 吉見 優子君） 最後になりました。今、市長が3,000世帯を目標にするというのですが、大体これをいつ頃までにされると、期限はいつになりますでしょうか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 期限は今のところ特に設けておりません。

○議長（小川 廣康君） 6番、吉見優子君。

○議員（6番 吉見 優子君） それじゃならんじゃないですか。今の質問、びっくりしました。やはり何事もきちっと計画を立ててすべきだろうと。そもそも始めの段階で計画は立てられていなかったということに、私もびっくりしております。またさらに市長が今そのようにいつまでと期限立てていないちゅうことですが、結局はその目標を立てていつまでにできなければ、これはもう今までの七、八年間の間で約5億円ものお金を使っておりますので、目標が達成できなかったら速やかにほかの政策の転換を検討していただきたいと思います。

以上です。終わります。

○議長（小川 廣康君） もう時間です。答弁は求めることができません。

これで、吉見優子君の質問は終わりました。

.....
○議長（小川 廣康君） 暫時休憩をいたします。

再開を3時10分からといたします。

午後2時54分休憩

.....
午後3時07分再開

○議長（小川 廣康君） 再開します。

報告します。大部初幸君から早退の届出があっております。

引き続き、市政一般質問を行います。12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） 12番議員の小宮教義でございます。

今日は、私が4番目で最後でございます。皆さん、眠とうございませうが、ひとつ50分で終わりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

今回も市民の声をいただいておりますので、先にそれから御紹介をさせていただきたいと思

ます。

今回の市民の声は、同じ市民でも対馬ではなくて大阪の方なんです。その声を。この方は対馬出身の方でございます。声をひとつ紹介をさせていただきます。

先ほど、吉見議員のほうからもございましたこのゴースト・オブ・ツシマの関係になろうかと思うんですが、まず文章から。

先日、テレビで「世界ふしぎ発見！」を見て本当にびっくりしました。長時間にわたり対馬の観光地などを紹介をしていました。何か対馬に帰ったような気がいたしました。ゲームソフトのゴースト・オブ・ツシマというのはすごいものでございます。わずか4か月の間で世界に約500万本以上売れたそうです。本当にすごいですね。これをネタに対馬を売り込んでくださるよう期待をします。対馬を離れて20年以上になりますが、対馬のことは忘れたことはありません。ゴースト・オブ・ツシマは元寇が舞台のようです。主人公は境井仁さんです。対馬の民を守るためにモンゴルとの戦いです。歴史では元寇と戦ったのは宗助国ですね。対馬の民を守るために命をかけて戦いました。今、対馬の殿様は誰でしょうか。執行権者の市長さんではないでしょうか。対馬の民を守るために命をかけて頑張ってください。コロナ禍の中だからこそ十分に時間があります。すばらしい計画を立てて実行してください。そして、対馬に世界中からたくさんの観光客が来ていただけるようお願いをいたします。

ということです。最後の結びにこう書いてあります。「決してゴーストタウンにはならないように」というふうに締めておられます。

先ほど、吉見さんのお話もありましたけども、これについてはたくさん話を聞いております。ぜひ市の取組に期待をしたいと思います。

どうでございますか。今、世界中ではコロナ、コロナで沈んでおりますが、しかし、一番元気づけられるのは、先週の日曜日、はやぶさ2が6年ぶりに地球に帰還をしました。これはすごいことです。そして小惑星リュウグウから、すごいのはこの地球の誕生、ビッグバンですけども、それと生命の起源、そういう分子が入っている岩石を持ち帰ってきたわけです。このリュウグウというのは、私どもが住んでいる地球、そして太陽、その倍ある距離にあるそうです。私どもの住んでいる地球と太陽は約1.5億キロ、1天文単位ですけども、その倍ですから、約3億キロメートルのところにある幅わずか900メートル、巖原トンネルが1,202メートルあるんです。そのぐらいの大きさのものを3億キロ離れた地点から操作をして地球に持ってきたわけですから、これはもうすごいです。

そして、はやぶさ2、もう既に地球を離れて、今度は11年という歳月をかけて今度新しい惑星、名前ちょっと忘れちゃったけども、その惑星は大きさは今度は30メートルだそうです。そこに挑むそうです。本当に人類に夢を与えるすばらしい出来事が起こるんじゃないかと思います。

この11年たった対馬市議会、多分ほとんどの方がいないのかもしれませんが。当然、選挙で落ちる方もおられるでしょうけども、それを省けば命をつなぐことが非常に難しいんじゃないかと思います。その中で、特に一番若い黒田議員、しっかりと頑張っていたいただきたいと思います。

この11年という時間は非常に長うございますが、市長さんにおかれましては、これぞ市長だと実績が残るようなものを足跡をはやぶさじゃございませんけれども、ぜひ残していただきたいと思います。

また今度は国内の話になりますが、今、国は安倍さんから菅さんに政権が替わりました。そして替わったばかりに菅さんも非常に運が悪いといいますが、日本学術会議の推薦人、この6名を除名をしたということで国民から批判を浴びておられます。しかし、総理もはっきりとものを言わなければいけない。この6人については、5年前の10本の法律の一部改正を束ねた平和安全法制整備法案、そして新たにつくった法律、国際平和支援法案、これに真っ向から反対をした、だから総理は自らの口でそれは当然のことだとはっきりと国民にその意思を示すべきだと思います。

菅さんは安倍さんの後を継がれたわけですから、安倍さんがいつもたっておった憲法9条を基本に、日本国憲法の改正に早く取り組んでいただきたいと思います。長くなりましてすみません。

本文に入らせていただきたいと思います。

さきに通告しておりました大まかな2点について、市政一般質問をさせていただきます。

まず第1点でございますが、ふれあい処つしまの活用などについて。これは2つございます。

まず1点が、対馬交通のバス停、あそこは対馬交通が使っておられますが、ここに一般の観光バスを併用はできないか。一緒に使うことができないかという点が1点。

そして次の2点が、もう間もなく開館するであろう対馬博物館の駐車場整備について。本来ならもう来年の2月に工事が終わり、すぐ開館をするわけですが、この駐車場がなかなか見えない。どのような整備をしていくのかということについてお尋ねをいたします。

大まかな次の2点でございますが、対馬博物館のⅡ工区工事について。これは工期が1年ちょっと延びたわけでございます。その原因はアスベストの問題だということ。これにつきましては、市長は県のほうに問題があるのではないか、責任があるというふうな発言をしておられましたが、この責任は一体誰が取るのかという2点でございます。市長の答弁を求めます。

以上。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 小宮議員の御質問にお答えいたします。

初めに、ふれあい処つしまのバス駐車場を観光バスと併用できないかということでございますけども、さきにいただいております質問事項に沿ってお答えをさせていただきたいというふう

に思います。

まず、道路交通法の規定を受けるのかということでございますけれども、当停車場につきましては公道上ではありませんので、基本的には道路交通法は適用されませんということでございます。

2点目といたしまして、当施設の当初の基本計画でございますけれども、建設に当たりましては市議会にも随時報告をさせていただき、路線バスの駐車場を整備することを理解していただき、建設したものでございます。

3点目で、信号交差点で観光客の昇降の状態をどのように捉えているのかということでございますけれども、このことにつきましては、私も日頃から見えておりますけれども、ほぼ毎日観光バスが止まっておりまして、道路交通法上で認められた駐車場として有効に活用をされているのではないかとこのように思っております。

次に4点目の路線バスの待ち時間の関係でございますけれども、路線バスの待ち時間の場合に使用が可能なのではということもございますけれども、路線バスの始発が午前7時5分、最終が午後8時7分で、その間に時刻表では30分以上の間隔が空く回数が1日に4回、最長が47分間あります。この時間で利用するとした場合、各観光バス事業者の判断による利用になるものと思われ、停車する観光バスの整理や空き時間内の確実な利用終了を担保するための組織や仕組みがなく、路線バスの定時運行に支障を来す可能性があること、また、事故の発生等が危惧されるため、現在のところは観光バスの利用は困難であると考えております。

5点目といたしまして、対馬交通の赤字金額は誰が負担しているのかというようなことでございますけれども、対馬交通の赤字金額は市民の皆様やビジネス、観光で訪れた皆様の移動手段として公共交通を維持していくため、路線バス事業の赤字については市が補填をしております、令和元年度の対馬交通への補助額は約1億700万円でございます。

6点目といたしまして、この件については、対馬交通が調整機関となるべきではということもございますけれども、仮に観光バスと併用するとした場合、対馬交通は観光バス事業も行っておりますので、調整機関となることは可能であると考えます。しかしながら、調整機関を決定する前に併用ができるのかを協議することが先ではないかと思っております。観光バス事業者におかれましても、その点を御理解の上、協議ができる体制を立ち上げていただき、そして安全に併用できる仕組みをしっかりと協議していきたいと考えております。その協議の中におきまして、調整機関も決定されるべきではないでしょうか。

次に、公共の利益について、地方公務員法の関係でございますけれども、全ての対馬市職員が全体の奉仕者として公共の利益のために全力を挙げて職務に専念しているところでございます。

次、中項目2点目の対馬博物館開館の駐車場整備についてでございますけれども、令和4年春に開館予定の対馬博物館の駐車場整備については、山下通り側に一般の来館者用28台分の駐車場

は既に工事を終えております。観光バス用としては、分館として工事を進めております対馬朝鮮通信使歴史館に隣接する土地の取得について、所有者と交渉中でありまして、ここに駐車場ができますと観光バス3台から4台程度は駐停車できる見込みでございます。

それから、また、従前より観光バス事業者の皆様には組合組織の結成を提案し、厳原港内の西の浜の県施設や市が所有する用地など、幾つかの候補地を提示してまいりましたが、組合組織の結成に対する理解が得られず、協議が進んでいない状況であります。今後は、国際航路の休止状況、最近の国内観光客の増加傾向、併せて観光バスの稼働状況なども確認しつつ、現実的な対策として、観光バス事業者の皆様にも駐停車場所を確保する方法について探っていただく必要もあると考えております。

史跡指定地のバス乗降所については、博物館建設事業完了後、旧厳原幼稚園跡地に観光客の利便性向上のため、来館者用のバス等が乗降可能な多目的スペース等の設置について、教育委員会文化財課、観光商工課、博物館学芸課が連携して、現在協議を進めているところでございます。

次に、大項目2点目の対馬博物館Ⅱ工区の建設工事についてでございますけれども、先ほども市長は県の説明が不十分ではないか、誰の責任かといったような質問でございましたけれども、私が前回の議会の際に申し上げましたのも、誰の責任とか県の不十分とかいったような発言はしておりません。当初の段階では、アスベストは含まれていないという報告を受けていたということでございますので、その点は御理解いただきたいと思っております。

旧歴史民俗資料館の解体につきましては、平成28年12月の対馬博物館基本・実施設計協議におきまして、長崎県からの建物の断熱や仕上げにアスベストは含まれていないという報告に基づき、解体工事の設計にはアスベスト除去に係る経費を算定しておりませんでした。その後、平成29年5月30日の環境省通知により、アスベストを含む仕上げ塗材の除去を行う際には、特定粉じん排出等作業実施届出書の必要性の確認及び作業基準の遵守等の徹底が義務づけられておりましたので、検体採取と含有調査を行ったところ、外壁の仕上げ塗材等からアスベストが検出され、大規模な除去工事が必要となり、工期延長の主な原因となったところであります。

設計額で申し上げますが、アスベスト除去に係る直接工事費は約1,300万、これに伴う諸経費等を加えまして、合計1,900万円となっております。対馬博物館Ⅱ工区建設工事に伴う旧長崎県対馬歴史民俗資料館解体時のアスベスト除去に係る費用負担については、令和元年9月20日締結した県有財産譲与契約の市の負担により解体すること、また、県は瑕疵担保を負わないという条文が根拠になるかとは思いますが、アスベストが検出されたことにより、県側の負担についても市の協議に応じていただけるようお願いをしているところであります。今後は、市からアスベスト除去に要した金額と負担割合を提示しながら協議を進めてまいります。

平成29年5月30日の環境省通知は、建築物等の内外装仕上げに用いられたアスベスト含有

仕上げ塗材の除去に係る大気汚染防止法上の取扱いが示されたものでございます。旧歴民の場合、外壁等の仕上げが吹きつけ工法なのか、はけ塗りなのか明らかではありませんでしたが、アスベスト含有調査を行ったところ、アスベストが検出されましたので、特定粉じん排出等作業実施届出書の保健所への提出及び作業基準の遵守が望ましいという通知に従い、アスベスト除去を行いました。

旧歴民の解体においては、採取した9検体のうち5検体からアスベストが検出されたため、受注者にアスベスト除去工事施工計画書の提出を求め、解体、アスベスト除去、運搬、最終処分までそれぞれ許可を持つ事業者が担当して工事を行いました。結果的に、工期延長の大きな要因となりましたが、工事の安全な施行のためには必要な工程であったことに御理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） 答弁ありがとうございます。第1点のふれあい処つしまの活用なんです、市長も何回も見えられたということなんです、今はG o T oキャンペーンで特に国内の方がたくさんおいでいただいています。そして、天気の良いときはいいんですが、悪いときにお年寄りの方が、ほとんどお年寄りなんです。そして、傘を差しながらぐるぐる引っ張ってあの信号を渡りよるんです。これちょっとタブレットを見ていただければと思うんですが、こういうふうには、これは雨が降っていないんですけど、こういうふうにして向こうから来ていただいた方が非常に危険な中でバスにいつも乗っておられるんです。

これをどうか解消しなければならない、もうこうなってから5年、6年になるんです。市長も副市長のときもずっと見られたと思いますけども、見るだけじゃ駄目だと思うんです。どうして改善をしていくのかということを考えなければ。先ほど市長のほうで今のロータリーのところを使うということであれば、組合の組織なりその仕組みをはっきりとしなければできないと、そして、それができれば協議に応じてもいいんだというお話ですよ。

それで、私なりにもいろいろとどういう形でやっていけばいいかということを考えてみたんですが、タブレットを見せてください。これは、巖原から出たり入ったりする分のバスの時間表です。市長も30分以上の話をされましたけども、これ、20分以上あれば私はできるんじゃないかと思って調べてみたら、約15か所にそれがありました。これは当然バスが着いて、お客様が乗って出ていきます。そして逆に、バスが着いてしまうと降り乗りにも5分ぐらいかかるんです。それで、これじゃあちょっと時間的な精査ができないので、さらに、次のやつを見ていただきたい。

このタブレット。いいですか、タブレット。これを、ここに書いておるように15じゃちょっと時間的には無理がありますんで、これをいろいろと5分で乗ったり降りたり、またはバスが入

ってくるのがもしかしたら2分ぐらい早くなるかもしれない。そういうのをクリアしたら、約10か所あるんです。このような形で。

それで、私のほうも組合の話をされましたが、今使っているバス会社はほとんどの方が巖原、美津島のバス会社です。上にもありますけども、その業者さんのほうにいろいろと話をしに行ってきました。どうだろうかという話をしますと、約この20分ぐらいあれば、いつも何台も何台も入ったらできませんので、20分の間に制限として2台だけが入ってお客様を降ろしたり乗せたりできるんじゃないかという時間帯が20分では約2台ぐらいの可能性はあるんじゃないかということなんです。

それで、このような表を作ってみたんですが、これを先ほどのどういう仕組みでやるのか、それをどうして管理していくのかというのは、今は皆さん全部携帯持っておられます。クラウド上にウェブを使ってクラウド上にこの表を私のほうで作成をします。そして、1日2台だけ、1回につきです。それでこの下のほうに書いてあります対馬交通さん、ジェイアイランドさん、それと朝田観光さん、ホテル対馬さん、宝観光さん、こういう方がバスの運転士でもいいし、事務所からでもいいし、このクラウド上にアクセスしてもらって、自分の指定した番号で、仮にこの上のここを押すと、これは例えば対馬交通さんであれば、これを押すとこの白い部分が赤に点滅をする。ここを押すと赤が自動的にクラウド上で表示をされると。そして、もう1台こちらのほうにどれか押すと2つ表示されると。それによって、バスを運転する人も、もう2台だから入れないというふうな情報の共有ができるわけです。こういうふうな形でクラウド上でお互いの情報を交換しながら管理をしていかなければ、バスは遅れたり早かったりしますので、こういうふうな形式でクラウド上で情報の交換をしながらやるという、こういう方法を考えたんですけど、市長どう思われます。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 大変ありがたい提案であろうかというふうに思います。私たちも決してここを観光バスに絶対利用させたくないという気持ちじゃないんです。できれば観光バスのほうも利用させたい。しかしながら、先ほど冒頭答弁いたしましたように、路線バスのほうのダイヤグラムに影響を与えてはいけない、そこで、まず観光バス事業者の皆さんがきちんと事業組合なりをつくっていただくと。その上で責任を持ってこのようなクラウド上で動いていくということになれば、このバス駐車場の利用も可能になろうかと思えます。

私自身も、今、市役所の前とかほかのところでも利用されてありますから、何とかしなくちゃいけないなという強い思いは持っております。そういう関係で以前からこの観光事業者のバス事業者の組合の皆様にもお願いをしていた経緯がございました。

そこで、今、議員はこういうふうにしてクラウド上でもしてありますけども、ここまできかん

でも、もしきちっとしていただければ、県のほうも県有地、そして県有地を市に貸すことによって、それをまたバス事業者のほうに貸すことも可能というところまでは話をいただいているんです。ですから、我々としては、この観光バス事業者の方たちに、ぜひそういった組合を結成をしてくださいということを強くお願いしているところでありました。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） 今は、以前は韓国の方がたくさんおいでいただきましたけども、今はそれがなくなってしまって、今はG o T oキャンペーンの日本のお客さんだけなんです。来年いっぱい、または再来年ぐらいまではこのような状況が続くであろうと思います。それで急にバスが増えるわけではありませんので、取りあえずこういう形で物事を進行させていけばいいなと思っています。

それで、先ほど言われるように組合なんですけども、法人化の組合ではなくて、任意団体の組合、組合の名称ももう既に決めておるんです、私。任意団体でいいと思うんですが、組合の名前を巖原バス停ロータリー使用組合、この名称でいかしていただいて、そして今のところはあそこを使っているのはほとんどこの5の観光会社ですから、そこと協力をお願いを既に、約束じゃございませんけども、ある程度の話はしてまいりましたし、いいお答えをいただきましたので、その組合を任意団体ですけれども組合をつくり、規約をつくり、あそこの使用について文書化したと思います。それが終わったら、市のほうに協議をさせていただければ助かりますので、ぜひああいう危ないところでお年寄りが本当に危ないんです。信号があってカタカタ歩きよるんです。あれを見よったら本当涙こぼれます。

このような形ですのような方針でございます。このクラウド上の設定は私が全部いたしますんで、市には迷惑かけませんので、そういうような形でまとめ上げますんで、先ほどの協議に応じるという形をお願いしたいと思います。

それで、先ほどの話ですが、協議に応じるという話なんですけど、先ほど吉見さんのほうからも公務員法の30条の話がございました。サービスの根本的な基準というのがあるんですが、これにも先ほどの公共の利益のために働きなさいよと、全力を挙げて専念しなさいというふうなくだりがあります。しかし、これを言えるのはこの32条の職務上の命令に従う義務、これが32条にございますので、これには上司の職務上の命令に忠実に従わなければならないと、この32条をさらに生かして、この協議に取り組んでいただきたいと思います。

次に、2点目ですが、博物館の駐車場、これはる話がありましたけれども、この基本構想ができたとき、博物館の基本構想ができて、そしてこれは平成29年の12月の12日ですが、全協の資料もございますが、当初の博物館を建設をしようとしたときに、この駐車場というのはどのような位置づけがなされておったのかというのと、できた博物館には1年間に何万人ほどの方

が来るという見込みがあったのか、それについて、市長か部長からお願いします。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 担当部長のほうからお答えさせていただきます。

○議長（小川 廣康君） 観光交流商工部長、二宮照幸君。

○観光交流商工部長（二宮 照幸君） まず1点目の基本構想ができたとき、平成29年の12月の全協の資料を御覧になってお尋ねになってあると思いますけども、そのときの博物館の駐車場の位置づけというのは、資料のほうにも記載はされておりますけども、候補地が3か所ほどございました。1か所は現在博物館を建設をしております用地の北側に朝鮮通信使行列の倉庫がございますけども、そこを移転すれば七、八台ぐらいの駐車場ができるかなというような、普通乗用車でございますけども、そういう計画がございました。

また、あるいは2つ目の案といたしましては、対馬市役所の敷地内の北側のほうを利用できないとか、そういったことで検討はしていたところでございますけども、その後、土地の寄附の話が持ち上がってまいりまして、現在、山下通りの上段にありますあの駐車場のほうを土地を寄附をしていただいたことにより、駐車場28台分が確保できたということでございます。

バスの駐車場につきましては、依然まだまだ課題がございますけども、市長が先ほど答弁いたしましたように、朝鮮通信使歴史館の隣接地を今土地の買収に向けて協議をしているところで、そちらのほうで購入ができればバス駐車場として3台から4台分の確保ができるかなというふうに思っております。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） あそこは非常に場所も狭いんです。あそこは道路幅が先ほどの通信使の横のほう、道路が4メートルぐらいしかないんです。そして、私も調べてみたら、奥行きがたしか13メートルぐらいですか、狭いところは12から13。観光バスがあそこをぎりぎりで行ったとしても、安全に中でリターンをするというのは、車の軌道半径というのがあります。それがぐるっと回れば約16メートルぐらいの奥行きがなければ、安全にリターンできないんです。そういう苦しい面もあると思います。それよりも、ああいう博物館を造るんだから、当初から人の移動はあるわけです。この計画からいうと1年間に5万7,000人、これだけの人が来るのに、浜から歩いてきなさいなんていうことはできないじゃないですか。それは、基本構想の中にぴしゃっとうたっていかなければいけない。今だかつてできないんだから、それが。それは基本構想でぴしゃっとならないからこうなるんです。

そして、この全協の資料なんですけど、ちょうど今工事しとる下に、工事をするために昔の幼稚園の跡、あそこがこれによると多目的使用で先ほど話がありましたが、使用、協議をしておることですよね。これはもう既にもう平成29年から協議に入っておるわけですよね。いまだ

整わない、なぜか。あそこは史跡内だからできないんです。あそこにできれば一番いいんだけど、それは法律上できないんです。だから、まだ決定をしていない。それでも多目的目的として今協議をしよるんだという話ですが、できないものを幾らできるできるち言うても駄目です。できないものはぴしゃっと諦めて、そして何か方策を練っていかなきゃいけない。1年間に5万人も6万人も来るんでしょ。ですよ。

これからは、今のふれあい処つしま、これも含めて、あそこが結果的には観光バスが入らなければ博物館には行けないんですから、それも含めて全体的なバスの駐車場も含めて、最後、早急に検討しなければ、もうすぐオープンするんですから、来たお客さんに失礼です。こういうところをぴしゃりとまとめていただきたい。せっかく対馬においでいただいているんですから、大事にせんといかんですよ、お客様を。それは十分協議をして早く結論を出していただくようお願いしたいと思います。これは要望。

それと、もう時間ありませんね。この最後の2番目の博物館のⅡ工区工事について。

たしか私の記憶では、市長は県に責任があるような話をしておられました。そうだと思います。そう言えばいいんでしょうけども、これは9月の定例議会における産建の委員長に私がお尋ねをした内容です。もし、この報告に問題があれば、その責において、議長に手を挙げて意見を言うべきだと思います。よろしいですか。この内容こうなんです。

私がお尋ねをした。すると、アスベストの件については、県から施設の引渡し時点において、アスベストの含有はありませんという条件の下で引渡しを受けるということであって、事前調査をすることが必要はないという判断でなされておりますと、これはちょうど委員長は前に座っておるわけですから、はっきりとその2つの耳で聞かれたわけですから、そこに間違いがあれば手を挙げて是正を求めるべきだと思いますけど、求めているちゅうことは、これが文章として残っておるんです。このとおり理解してもよろしいんですか。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 私が先ほど申し上げました、ここで議員の質問では、あたかも私が県の説明が不十分、そして県に責任があるといったような発言をしたということでございますけども、今しがた議員のほうからも言われましたように、当初、アスベストは含有はしないということで報告があり、そしてまたその上でアスベストの含有調査はしなかったということでございます。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） 県のほうがそのような話されたんでしょう。

私も、じゃあ県が国からどのような通達を受けたのか、これについて。調べてみると、たくさんあるんでしょうけれども、これは国がアスベストに関する規則の改正について調べた範疇だけでも、4回、国から県に通達が行っています。まず第1回目は、平成29年5月の30日、これ

は環境省から第1705301号、これは除去や飛散防止対策についてということで、県のほうに通達が行っています。次の日はすぐに、今度は厚労省管轄になりますんで、厚労省が通達第531号、除去大気汚染防止法令上の取扱いだということでしています。そして、29年の6月の9日、これは厚労省から609号で、包装等の徹底についてということで通達があっています。

そして、年が明けて平成30年1月の29日には厚労省から、これが最後だと思いますが、第129号で規則等の徹底について、ぴしゃっと守りなさいよという通達が行っておるんです。

こういうことを受けた県は、自分たちの建物だから遵守すべきなんです。これを遵守をしていないから、そういう問題が発生をしておる。よって、これは全てにおいて県が先ほどの1,900万円、これがなければ工事は順調にいったんですから、非のあるところは県なんです。そう思いませんか、市長さん。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 当初、私の手元に頂いているアスベストの結果報告書では、平成20年の3月26日付で報告書が来ておりますけども、このときに、アスベストは含有せずということになっております。その後、平成の29年5月30日に、議員おっしゃられるように環境省のほうから通達が来ております。そこで、あと県の建築課長から市のほうへ、その翌年、平成30年3月14日に市のほうに通知があっているようでございますけども、要は、この県との県有財産譲与契約書が令和2年、このあとの9月20日に締結をされております。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） 県とその無償譲渡の覚書をしたのが、平成28年の10月の27日ですよ。そして契約が成立したのが令和元年の9月の20日なんです。それまで、だから県に私どもに譲ってくださいと言っている相手方は、まだ向こうの財産なんですけど、しかし、こういう状況をやはり譲渡先の市のほうに細かく説明する義務があるんです。よって、先ほどの通達、4つ言いましたが、それを遵守していない。よってこれは県が全てを支払う。（発言する者あり）

○議長（小川 廣康君） 時間が来ました。

これで、小宮教義君の質問は終わりました。

○議長（小川 廣康君） 以上で、本日予定しておりました市政一般質問は終わります。

明日も引き続き、定刻から市政一般質問を行います。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午後3時58分散会
